

掛川市告示第31号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

掛川市長 松井三郎

様式第1号中 「障害程度区分の認定」 を 「障害支援区分の認定」 に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。